

出資法の上限金利の引き下げに関する意見書

今日、個人破産申立件数は平成16年に年間20万件を突破し、平成15年の経済的理由による自殺者が年間8,800人を超え、潜在的多重債務者が200万人にも及ぶと言われており、多重債務問題は深刻さを極めています。

多重債務問題の大きな原因は、クレジット・サラ金・商工ローン業者などの高金利にあります。平成15年7月、ヤミ金融対策法（貸金業規制法及び出資法の一部改正法）の制定の際、出資法の上限金利については同法施行後3年を目途に見直すとし、その時期は平成19年1月とされています。

現在、わが国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、出資法の上限金利年29.2%は大変な高金利です。

利息制限法で定める年15%から20%の制限金利も現在の経済状況を踏まえれば、高金利と言わざるを得ず、これを超過する金利ではもはや市民生活や中小企業は立ち行かなくなります。

出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年12月22日

尼崎市議会議長

関係大臣あて

アスベスト健康被害対策等の充実に関する意見書

アスベストを起因とする健康被害の問題については、6月に(株)クボタ旧神崎工場の従業員や周辺住民の被害発生が明らかになって以来、全国的な広がりを見せ、患者や家族・遺族の方々からは、一日も早く充実した救済・補償を求める声が上がっております。

政府においては、この度、アスベストによる健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図ることを目的とする新法の大綱をまとめられました。

これについては、本市においても、労災補償が受けられない環境ばく露による患者や家族・遺族の方々が救済・補償の希望を託していたものでありましたが、報道等によるその救済給付の種類や金額について見ると、十分なものとは言えず、更に充実した救済・補償が求められます。

また、救済対象の認定に当たっては、中皮腫のみならず、アスベストに起因する肺がんなども含めた幅広い基準づくりが必要であり、救済給付に要する費用については、国や被害との因果関係が強い企業も含めた産業界それぞれの責任に応じた負担を今後明確にしていく必要があります。

一方で今後の新たな被害の発生を防止するため、建築物におけるアスベストの使用状況の調査及び改善、アスベストを含有する建築物の解体・補修等に伴う飛散防止、廃棄物の対策などの措置も徹底的に講じていく必要があります。

よって、政府におかれては、被害者の救済・補償対策や被害の拡大を防止して市民の安全・安心を十分に確保するため、次の措置を講じられることを強く要望いたします。

- 1 労災が適用されない患者、家族・遺族といった被害者への新法大綱における救済は労災補償との格差があると思われることから、より充実したものにすること。
- 2 救済・補償対象の認定に当たっては、アスベストに起因する疾病に関して幅広い基準づくりを行うこと。
- 3 救済・補償給付に要する費用の負担については、国と企業の責任に

応じた分担を明確にすること。

4 アスベスト関連疾患で定期的な健康診断が必要な方には、その費用に係る経済的支援を行うこと。

5 自治体及び民間が実施する建築物解体・補修に伴うアスベストの飛散防止や廃棄物対策等への支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年12月22日

尼崎市議会議長

関係大臣あて